



志保之利五篇四

1 普 5
508
60



45
508
60

とゆゑりあまゝ四



○ 荊楚歳時記に五月の競て雑茶と採ると其少少六
い日蓄茶以止除毒気とてつる凡百草と採て撞くの
汁とてろ所にわし固く陰乾してあまのわげが
万れ少疵又ハ血留にゆゑ此年此茶の用を及野
外おつて法多と採一凡二百八種も及了名も多ぬ
茶のみあまのつらも多しとて其味を能く又号す
茶一それれり分ち多しとてし神農これと採て
茶生の病と治多しとて家も万世の賜りれども今

予不及醫部今多可辨之

きり

○法照房源定菩薩号

慧光菩薩

後白河院所賜額在知恩院宝庫

普通菩薩

後嵯峨院所勅謚

光照菩薩

後栢原院勅授震筆額在知恩院

通明国師

獅子伏象論中曰

泉品跡大經寺同祖旭蓮社
大乗菩薩作也

後嵯峨院寬元

甲辰二年
正月十日

行幸大谷寺以勅筆

賜謚通明国師大和尚同二十五日又行幸

内證普通菩薩外号通明国師

或曰勅謚惠
光普通菩薩

圓光大師

元禄九年十月
二日勅許同月十八日勅使授

梳

俗字也
烏公官切也

碧音略磨也
也尔雅利

雜心論曰有舍利名塔無舍利名支提

支提胡語訳可供養處一訳減惡生善也

○胡竺の俗其父母を捨て山林に入り一身の安便を求む

これとあつてふ釈迦譚の頭吉ッ示生と云ふは父は子
考を識し種族富貴と擗ひ後世と母胎に降^ク等^クッ
是子より父母と定り何の理や妄誕と化て不孝の
端と云ふ又其お家の縁も老病死擗を又て自苦
愆と生しこれと云ひて私に官と化て他人を作ると
いふ死生令あり辨へる愚水、生ぬ前に父母を擗ふ
不孝の考定是と不解せざるや方便に汝身汝と云ふ謂
佛の愛初より信と投て人を謾と考こつて一旦のらに



神仙と上しあり申のやい悪い事あり在に仏法を説き
そ佛神他を作りて其法早下にして学ばたを却て
仙人と調伏して自勝法を求苦行六年して結解満を
置然と悟一尊正覺と成て圓いふ。然其父に己が
足と云ふは^{本經}母とて己に跪しあ首と地にほちむに
至^ハ經^耶 天下の獨りありといふ人あり種々の虚説と云ふ
そ人倫の礼をばもろき考のどうせりこれより倍父母の
養を云ふは放逸の行のありはに中國の人これと非



ととくを以て彼徒五分律と造て佛に供奉し父母の事あり
といひ恩重經等と偽作して其書をぬき頓言を爲
とと遠又僧法師人の宗致と求め千計万謀して自
ら中と事とて其衣ハ錦練其食ハ珍羞其居ハ
帝宮比ハ山林と有ら田園と領して驕奢を極む
人これと謗ぬに僧祇律等と爲て佛説なり曰汝莫復
爲_レ房舍_ヲ惱_レ亂_レ世人_ノ等々_トぬ_レハ其後ハ_レふ_レ之_レ可_レ
口_レの_レつ_レつ_レ大_レ厦_ノの_レ夕_ノと_レる_レに_レも_レ時_ノの_レ王_レ臣_レ修_レを



輕_レ人_ノ事_ヲ修_レ鷹_ノ等_ノ十_ノ輪_ノ經_ヲ化_レり_レ比_レ丘_ノ不_レ律_ノの_レも_レ謫
罰_ノ繫_ノ用_ノして_レ鞭_ノ杖_ノと_レか_レる_レん_レ次_ニや_レ輕_レ犯_ノの_レ者_ノと_レや
あ_レど_レ自_レ家_ノの_レも_レゆ_レの_レと_レい_レふ_レ又_レ高_レ主_ノ痴_ノ臣_ノと_レ懼_レん_レん_レ
と_レ薩_ノ遮_ノ尼_ノ捷_ノ經_ヲと_レう_レ之_レ破_レ戒_ノの_レ修_ヲと_レあ_レる_レハ_レ還_レ俗
せ_レの_レ人_ノと_レ王_レ臣_ノハ_レ決_レして_レ地_ノ獄_ニ墜_レし_レ其_レ回_レ仙_ノ人_ノ出_レを
法_ノ不_レ護_ノと_レて_レ水_ノ白_ノ子_ノ不_レ調_ノ却_レ賊_ノ餓_ノ疫_ノ疔_ノ瘡_ノと_レあ_レり
つ_レの_レ心_ノ劣_ノ經_ノの_レ等_ノハ_レ政_ノの_レ不_レ修_ノハ_レ法師_ノと_レを_レせ_レり
あ_レあ_レる_レを_レ犯_レ罪_ノハ_レ佛_ノ戒_ノの_レ殊_ノと_レの_レて_レ人_ノ王_レ臣_ノの_レ此_ノと_レも



津生其真附躰得至長生与天齐壽等又羣
仙語録曰專精養神不為物雜謂之清及神服
氣安而不動謂之靜是等の術佛之止觀之行
之異^{コト}ありも始佛之道術と傳へ後世道士却て佛を
が術と傳へて 為俗と導く事多し我も下都府社を
秘もりの新光が糟粕と傳へ一筋の伝へ社を黷
人と欺く 伊勢の福屋多ト氏が妖妄をばし
執るれも還て利の爲に社異と傳へて人と通じ

朝家の宗廟を忘れ一家の私社のみを尊ぶ者あり亦
いふ事ありや

○四時調撰^ニ唐觀燈士人作踏歌唱之^ニ歌曰
長安少女踏春陽

あきりにりり唐の代の踏歌は正月十九日十
七のころこれ上えの夜燈を流しり起りて歌唱
に及りえは道亦大しと云ふるあり又流て遊戯
好し我も 朝定踏歌の舞合ハウチの夜より
春陽を踏とていり踏歌といふとあれむと
傳訓といふも 必とたぐはくせん
昔ハ踏歌ニ万年アラレトウタヒ後ニ万歳樂トカヘタル
ヨシ叙日本紀ニ見ケタリアラレハアルヘキトイフ音便ナリ

又曰鄭俗三月上巳於溱洧水濱招魂續魄

康蘭草^ツ板除^ス不祥^ニ

按^レもと傳^フて我^レかこの日^ニもく^レとまひ^テ子の紙人^ヲ其身^ノの代^ニして作^ル我^レを鎮魂^ス祭^ハりら^ニに^テ招^キ鬼^ヲす

又曰荆楚記曰六月伏日^ニ宜^シ作^ル湯餅^ヲ食^ス之^ヲ名^ヲ為^ス

辟^ス惡^ニ これ我^レ俗^ノ夏^ノの土^ニの初^ニ日^ニ餅^ヲと食^スもこれ

○保生要錄等居處の吉凶宜忌と子^ノの凶^ニを

我^レの守^ル我^レを俗^ニ忌^ミ懼^レて凶^ニを辟^ス吉^ニに改^メ事^トを

區々^ニて拘^ル貴^ニ妨^ル行^クて同^ニに^テ怪^ク妖^ク道^ト士^ト説^キ傳^フて理^ヲ

形^ヲる^ニに身心^ヲと^ク一^ニに^テ傳^フいと愚^クなり^ト也

○予^ガを母^ノ夏^ノの板^ニ蚊^ヲと^ク一^ニに^テ苦^ク著^キ救^ハ情^ニ入^リて骨

の月^ヲして後^ニに足^ヲま^リて予^ニに蚊^トと辟^シに妙^クなり^ト業^ヲは^シ

き^テし^キ求^テ一^ニ丸^ヲを獲^キ一^ニ葉^ヲ摘^リ誤^リて母^ノ乳^ニ入^レて

い^ハら^レり^テ毒^ヲなり^ト昂^ク解毒^ノの草^ヲれ^トま^リて^シり^レる^ニ異

あり^トなり^トし又^レ親^ニに^テは^シり^テ飲^ム食^ハ服^ス茶^ヲを^シり^テ

百^ノの物^ヲ常^ニに^テ見^ルい^ハら^レぬ^ニ也^ト是^レより^テ試^シて^シ後^ニま^リて

き^りし^トお^もわ^レし^トと^レ記^スて^シ子^ノ孫^ニに^テも^シる^ニあり^ト

○素盞烏尊新羅國に到曾戸茂梨の處に居たり果
紀の注にあり高麗樂に曾戸麻利といふ樂ハ其處と名
り樂の裏心といふ舞と名神代卷直指詳解
十二に高麗の神怪雜記を用て曰賢期即者入荆山中殖養
牛羊後出廣南里為高買于時自海南國異人來矣俳
佻踴躍其態容如喪家之犬自曰我改前惡心性丹素也
天帝責我何如此急灼即聞之而知其真心不偽且非常
人頓哀憐而延誘之為宿腹矣此所謂異人素盞烏

尊のへりり凡直指詳解に引とらるの書なるもの
此く之書名と偽りありのこし若韓の書に神怪雜記の
いふありて甚く之と所如此あり能證あり予
○牛頭天王祠三所第一牛頭天王第二龍八王子第一
三右波利天女諸列大率如斯尾張國津嶋右八
王子凡一王子山城國山崎天王兩座左東天
王八王子右天神八王子是異京師祇園祠歟
梅尾列津嶋天王欽明天皇元年降江戶粟太
郡纏村天王文武天皇大寶年中降同郡

下尊天皇同御宇、慶雲元年三月四日、影向
播磨廣峯天王元正天皇養老元年、現是皆
社家私記也。又牛頭天王脩治、叔氏之所行
然、文武前後盛所祀者、欲津嶋社記、嵯峨帝
建祠可也。欽明元年之說、忘於然、帝紀及令
式、祀疫神者、不謂牛頭天王、中古叔氏攘疫
亦備吉祥、天女悔過、法等而未聞、用天刑星
儀、軌清和天皇御宇、崇牛頭天王於祇園寺
是蓋京師牛頭天王脩治之始、依備後日
土記之說、以為速道雄神、若金毘羅摩多羅
及赤小新羅等神、亦為素盞烏尊。

○或問播磨姫路に惣社と云祠有り、額に軍八頭正位
惣社伊和大明神とあり、軍八頭六神号あり、故曰予先

宮家の説と聞、勲八等正一位のあやまりありと播磨に
伊和と号し、社式に之所あり、明石郡伊和都比賣
神社赤穂郡伊和都比賣神社此二所小社也、完栗郡
作和坐大名持御魂神社是八名神天社也、今所謂一
宮是也、姫路の伊和明神も亦大名持命ありと、伊
和都比賣の社に、阿もと云一宮と同神あり、其所
に、其祠宮の旧傳と聞、其正説辨し、諸社
是、其傍説と是と云、可也。

○宗廟と建て其祭と奉ぐ者も遠と追の誠マコト始り
社稷と云て其政と致し者も民と仁と云の實マコトお登り
後在人と怪と云ふマコト異と好マコト巫覡マコトが妄マコト誕マコトに惑マコトい先王の禮
典と捨て非禮と為者多し上古と云ふマコト此幾ありハ竟
室稷少命して地天の道と絶マコトつりマコト范氏曰マコト惡神人
雜糅マコト巫覡マコト矯マコト妄マコト而誣マコト天マコト罔マコト民マコト也マコト嗚呼マコト季世マコト主上マコト
昏マコトく民下マコトに迷マコトて礼マコトと黷マコトし礼マコトと瘡マコトを遠マコトく戒マコトを
省マコトくマコトしマコトを痛マコトむマコトべマコトしマコト老子マコト以マコト道マコト落マコト天下マコト者マコト其マコト鬼マコト不マコト鬼

と云ふと朱子マコト歎マコトして曰マコト以マコト道マコト治マコト世マコト則マコト不正マコト之マコト鬼マコト不マコト神
而消鑠マコト此其理行マコト正當マコト事マコト人マコト自マコト不マコト作マコト怪マコト棄マコト常マコト則
妖興マコト以此世マコトの所謂マコト鬼神マコト奇怪マコトの事マコトと云ふマコト是マコト
我皇太神宮ハ國朝マコトの宗廟マコト也マコト神マコト仙マコト胡佛マコトの類マコトに
此マコト等マコト奇怪マコト異マコトと云マコトてマコト此マコトをマコト言マコト者マコト亦マコトあマコトらマコト故マコト臣マコト下マコトの
私マコト敬マコト中マコトと禁マコトしマコト
延喜式及清原類業勘文之意 巫覡マコトたマコトたマコトと辟マコト 神宮百記
之意 祓マコト内マコト人マコト等マコト者マコト礼マコト祭マコト礼マコトを正マコトして宮マコト中人マコトあ
るマコトに天子マコト本マコトとして意マコトを忘マコトるマコトハマコト誠マコト後

世王乃備明多所現僧妖術を以上下を誣此以中世紀
然亦神社を以て靈ありとし主公以下悉皆して福を祈る

能野社因神トシ漢神トシ甚
シテハ元竺ノ神トス其説一ナラス 餘歷二三百年の後人

伊勢方の神宮又流るるにいつて然亦後を流るる

靈ありに似たり朱子所謂廟食の神浸久しく亦能

散此類歟 朱子語類
謂南康廢廟 今法人伊勢神なる國家の

高廟ありとて之を以て空しくするに然亦其後を效て

黠胡の廟に准して神を稱し奇怪を信じて義も

あり礼もなき事又其門は入て者私欲を祈る於此神道

内人等の礼官了はつて巫覡の賤者たり祈禱と業

を陰陽を流に習て秘障を奪ると又數百年に

及び然亦二二死の春例よりし其の人の法より

多りし其四月の比も亦祈禱を以て其の法より

或も其十里の西に二二日は祈禱せし流ありあつたり

死せし者を葬し後其人に告ぐ其特別の色りし

是あり又其に其後の其麻呂等し又其のお一日ち後

同十九日みやちまは海にこそ人々のあはれぬあはれぬ衣店の某
 及び絲所の某あつたりあつたに彼たまに麻とありし
 こそ胃也こころておとせし物之品流長其地を流す
 の法もも亦同一類の怪事として事案のたぬあ
 けたりし前にもる、わらふこととせしこととて
 同やといひ傳へる事として老女まどいさつことといひ
 ゆりしほど度倉定住、寛文年におはせし石神宮神
 皇紀巻の女の奇習神皇のせたりしことといひつり

てつくと事後のありしこといひむ唐の玄宗の時楚列の
 元真如宝玉と云物に獲しとて献り又宋の真宗の西
 寧天書宮門及び泰山等に降しとつた大磁降るといふ
 に似たり彼王欽若等ハ天瑞ありと告せしに孫奭独妖言を
 て帝の問に答りたりし天書こふおを扱ひしに聞孔子
 曾て曰天何と云哉と云既よ言流しとくふいを書け
 人やつたり言正言といつたり、新永言と神宝天降の況
 巫祝降ありつたり、中後一名後長元七年八月

祭主輔親大神多し... 一顆獲き... 輔親を従... 弘二年九月武藏... 仁智... 橋... 二所... 一修院寛

且詔宣の... 又後土御門院... 十月京洛吉田... 御神体... 兼俱... 神皇正統記... 是宮... 神皇正統記... 又後陽成院慶

平同上記
悉記

其日と造りて人と敷く類なり。枕浮居、次は向ら
ゆ。おと天よりゆりし物、く多し。百穀ハ地より生し
器物ハ人手に成る。蒼くして天定。其おと地より生し
よつて雲とくく。雲をわてる雲とくくして海、山、河、海
とく、向し、人ら、向し、く俗より流るくし、あ、れ

○雀鴻前表録符堅滅燕趙之後自長安至平諸
列皆夾路樹槐柳二十里一亭四十里一旅行
肩取給於塗工高資販於道之

是亦玉及中の並あり。物とバ夾路樹と書く俗
み、依作らん。

○朝印南三郎義秀

和田左衛門大尉義盛子父
元後自平房列起高麗

あり、これと分脈系譜より、朝印南と書く。

鎌倉の田井の尻といひ、和田義房の孫ありて

言升る。平岩屋の女と配、和泉守、後平政景の妻

宜藝也。景経の母なり。公定系家

○そむ切ハ甲列より始、神天日少之命、後多し。し、州下
民、其後の流人、今、是を賣り、又、其妻、より、なり。し、れ

そむを移しててたごをりそ後うんをまいて今のそ

と切と成りと信列の人をり

○依台命諸品登各國之景細公府

元祿十一年戊寅二月十九日下レ令六月二十
二日定凡例

諸候及官吏人之其有司數人議之為之文
境者隣國有司出會或以中圖分其山川
正其地疆六十余列皆同之

○原十四年辛巳成其功而献之凡春秋歷四民
部者圖帳後又一成事後
物尾張及封内之國等十月十八日成
十一日献之

○或人曰とらこいしあまのどと障子ありやと白牒の字

即ちしはのまをぬれに神まの櫓式あり而牒を作

るしそりきりるまじあり又龍舒居き日牒紙雖

微被入扯破猶有怒心清脩とそん
妙論

○紅蕉と今俗儒にんごまのよと次る其類ニ謂

と可也た人も獨檀といふべし遵生八牋の八念珠

とすよふと独檀取天然者とそん

○為惡而長人知惡中猶有善路為善而急人知

善處即是惡根

還初道人
善根譚下同

好利者逸出於道義之外其害顯而淺好名者

竄入於道義之中其害隱而深

聽靜夜之鐘聲喚醒夢中之夢觀澄潭之月影

窺見身外之身

竹影掃階座不動月輪穿沼水無痕

狐眠敗砌兔走荒臺盡是當年歌舞之地露冷

黃花烟迷衰草悲屬旧時爭戰之場感哀何常

此亦面自其語多一其一二記也

○ 斐田正緣記和銅元年九月勅造新劍遣阿倍

朝臣多治比真人池守於熱田宮別建祠祭之

是今所謂八劍神社也
按阿倍朝臣湖一名考續日本紀則名宿太亦磨也
續紀四和銅元年

○ 源親氏主稱世良田令弟恭親主号松平一譜

云後花園帝御宇某大臣配流三河因尋勅免

上京時撰供奉之士恭親主依德川源氏供奉

依之被稱德川之然自親氏王至清康王皆稱

世良田 神君永祿九年十二月任參河守近

衛晴嗣内書記德川三河守是始歟

神君イモト女イモト始嫁荒川甲斐守源義弘生二郎九

郎弘綱及平右衛門家義後再嫁同井順慶男

紀伊守イサ市場殿

○神君令子男女凡十六人其内信義

繼武田家領常列水戸忠吉卿弟也童名
万君慶長七年三月二十日卒二十歲

松君

号松千代 繼長沢家忠輝朝臣兄也
慶長四年正月十二日早世六歲

仙君

於伏見道尾列名古屋持名山教安寺
其香火地也今號高安院

為平岩家忠輝朝臣弟七
慶長五年三月七日早世六歲

女子

仙君之妹 義直卿姊也
慶長三年正月二十九日早世四歲

女子

賴房卿妹 慶長十九年
二月十二日早世四歲

右五君世不知者多矣故記之

○秀忠公宗号

院 贈位正一 寬文九年二月十六日

義直卿

慶長五年十一月十八日 生根而大坂

依彼氏族等今至此紋用未代及始新田家此
紋ヲ 勅許有今是ヲ用ハ其威足利劣ルニ似テ
リト 勅答アルノ如ニ 敵感甚淺カラス
二日權大納言藤原兼勝ヲ上卿トシ右中將藤
原実有ヲ奉行職事シテ義重ニ從二位鎮守
府將軍廣忠ニ從二位大納言ヲ追贈ノ 宣下
有ケル廿二日 公射言禮トシテ 参内 衣冠トシ

参列録上

○ 凡平大納言實種卿 殿上りて冷水と多クの水

しと聞りて極老の身に水泳服を穿て後の

端を穿てて おのれを穿ててを穿てて

宣下ありていふ事ありて 高知の和歌

これ花よりほかにほめても
ワが後の世に水泳を穿てて
しる六月の末のゆきとて

○ 足利家 三ノ家 吉良 石橋 澁河

三管領 斯波 細川 畠山

四職

山名

一色

京極

赤松

此門三家ハ長柄の海、免許也今、尾張、紀伊、水戸の三家、陸奥にあり、あつと彼例と名

○本朝八分

大内分

秋田城分

富樫分

井伊分

上総分

千葉分

三浦分

将野分

○木曾義仲北世孫玄蕃助義辰の子玄蕃義徳沉
論して濃列土岐郡寺川戸村に在り、天和元年に卒して
嗣絶、其才上松義偶のものと多し、ては、

○天野斬作間 源敏公命、詞臣所撰、秘記

作間據廣瀨城、侵掠近里、恣奮危威、廣忠大惡之、召天野孫七郎、曰、汝長游領之道、密入廣瀨城、殺作間、則以大濱之地百貫文賞之、又傷彼而來、則與五十貫之地、天野難煩其功、難成、然不獲、堅指奉命而退、天野備思之、無可密刺之術、又無可、以擊之、謀不如、整仕作間、伺隙而殺、季再入、曰、述其計、廣忠許之、然後請仕作間、曾

知天野之勇以故深寵天野經數月而後益親
近一夕密入作間之卧床而見之傷無人而作
間能寢矣天野隨月影而近倚斬作間頭作間
更不驚動天野以為作間既死乃踰墨而出于
時天野遺刀於城內天野回首而見之城內太
譖諱也不及飯而取之棄而去以實告廣忠廣
忠曰大行不顧細謹何為一刀墜命哉於是如
為賜五十貫文地時人呼天野稱作間斬爰作

間自起而探傷處自鼻頭至耳邊一刀傷之作
間以手支頤鼻息不通知傷處不合又放而接
之鼻息能通乃以腰帶縛之而後加醫療暫得
存命然經三十餘日遂死焉

今川義元ノ感狀佐久間一書ス遺刀ノ事
家傳ト觀詰ス天野踰墨ノ際刀脱鞘コト
ヲ覺故ニ墮ラ上リ彼刀ヲ覺得テ歸ル其
刀今水戸家ニ奉仕スル天野正辰カ家
藏且梅孫七郎初廣忠卿ノ命ヲ奉ニ浪
人ト稱シ姓名ヲ假山名清次良ト稱シ叙
術ヲ以テ佐久間カ家出入ニ指親近ニテ
後刺彼家仕タルニアラヌ本丈ハ蓋他家

上京今如川小大泉坊といふ客僧の誓の中の無の波の草の
不の後の利のしの何の也の下の返の弁の也のしのはの換の新の五の新の記の中の
にのいのりのての裏の書のとのいのりのされのりの

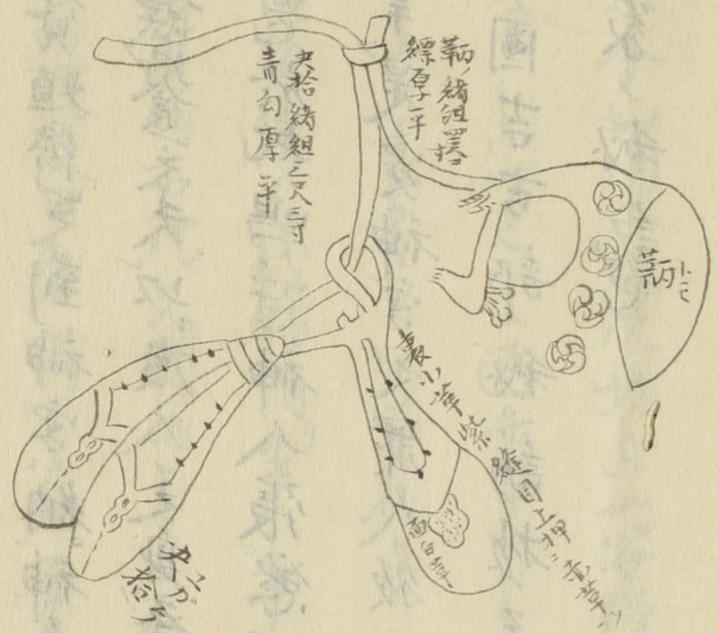
何物傳へく代物借り金未し津津と流れ流れ改め改め流れ流れ由り太く
不可し能く下に流れ先の例ののとくも不可し有る改め改め上を自ら覺し
可し加へ得る後の以て糸を得る也の定む者の之を天に也の仍も尚ほ

十月廿九日
上京今如川
大泉坊といふ客僧の誓の中の無の波の草の
貞親 照屋といふ門
長高 猶村といふ市の右の門

以此見之則與時俗所為全同歟頃日京師浪
速東都及所々都會之高人称太々講鳩といふ金を歷
年貸殖齊之到神宮納神人之家則奏神樂設
盛饌といふ饗を之夫以庶人之身祭國家宗廟者非礼
無し是於此嗚呼神人張惣網利幣財背古礼為
私享是實神宮之罪人歟

10 勅ノ圖吉吉部秘訪抄第五見ヘタリ勸修
寺家ノ秘記也

靴之拾決圖



相列藤沢清淨光寺十四世の他阿上人南朝の御末小倉

宮河子初ハる其とトセー是影田有親主及令子親氏
主免御師なりし事

○之列大溪の上俗の説に曰松平太郎九衛門親氏主ハ松平
彈正九衛門と云者に討了セり小トヤ傳と云

○天和二壬戌年朝鮮人來聘書翰

朝鮮國王李植子 奉書

日本國大君 殿下

修聘之禮問諸潤孚竊羨

殿下克續

洪緒

撫寧邦域

休聞遠及抃喜良深茲遣使臣往伸賀儀蓋

為敦結舊好與同

新慶也土宜不曠庸效區々惟冀勉效令圖

益膺祥祉不宣

壬戌年五月日

朝鮮國王李 焯

日本國源 綱吉 敬復

朝鮮國王 殿下

聘使遠至

禮意鄭重披

書具審慶

我繼前業所

贈物產如別幅領納

懇歎竭誠鄰德不孤弥修世脞茂迎
天休秋涼氣爽其為國

自愛茲寄土品用效遠帆

使還書不盡言不宣

天和二年壬戌九月日

日本國源 綱吉

日本國源 綱吉
陳發國王李

